

## 立川市資源再生利用補助金交付制度について

## (制度概要)

日頃よりごみ対策事業に対して、ご理解ご協力を頂きありがとうございます。

当制度は、廃棄物を収集し、再生資源業者等に引き渡した団体に補助金を交付することにより、住民による主体的な資源再生利用・ごみ減量の意識を高め、また生活環境を保全すること目的として行われています。

市は今後も皆様と共に循環型社会の構築に向け取り組んでまいります、どうぞご理解ご協力をお願い申し上げます。

## 1 申請対象団体

自治会や子ども会、老人会等、営利を目的としない市内の団体。

## 2 申請方法

指定の申請書類を用いて、回収業者発行の計量伝票等を添付の上申請します。

- <提出書類> 1. 資源再生利用補助金交付申請書 (代表者印のコピー不可)  
2. 資源再生利用補助金交付請求書 (代表者印のコピー不可)  
3. 回収業者発行の計量伝票。または引き取り重量や本数を証明する書類。

\*宛名(団体名)、引き取り業者名、回収実施日を印字または明記されたもの。

元本を提出(コピー不可)。

## 3 実施及び申請の期間 (4月～翌3月までの単年度決算)

	回収実施期間	申請期間	支払予定日
第1期	4月1日～ 6月30日	7月1日～ 7月20日	8月末日
第2期	7月1日～ 9月30日	10月1日～10月20日	11月末日
第3期	10月1日～12月31日	(翌年)1月1日～ 1月20日	(翌年)2月末日
第4期	(翌年)1月1日～ 3月31日	(翌年)4月1日～ <u>4月20日</u>	(翌年)5月末日

\*[申請期間]の間に申請してください。

## 4 対象品目・補助単価

品目	単価	備考
古 布	1 k gあたり 9円	衣類、毛布、カーテン、下着類、タオルケット、シーツ等
紙 類	1 k gあたり 9円	新聞、段ボール、雑誌、本、雑がみ、紙パック、シュレッダー等
あきびん	1本あたり 9円	一升びん、ビールびん、その他飲料用のびんのうち、生きびんとして引き渡したもの
スチール缶	1 k gあたり 9円	飲料用、缶詰、菓子缶等
アルミ缶	1 k gあたり50円	飲料用、缶詰、菓子缶等

\*補助対象等、ご不明な点はお問い合わせください。

**裏面に(注意事項)あり**

## 立川市資源再生利用補助金交付制度について

**(注意事項)** 以下は、書類の再提出や取り消し、振込遅延の原因の例になります。

### 1. 事務所、店舗などから出る事業系ごみ(資源)は、補助金の対象になりません

当制度は、家庭系ごみの資源回収を対象としています。自動販売機業務等飲料缶などの事業系ごみが混入している場合、補助金交付決定等の取り消し、また、既に交付を受けた分についても返還を求める場合があります。

なお、回収実態把握のために立会いを求める場合がありますのでご協力をお願いします。

### 2. 年度内・申請期間内での申請を必ずお願いします

補助金の申請期間は別1【3】の通りですが、1～3期の各申請期間を過ぎてしまっても、合算いただければ「第4期の申請期間」に申請も可能です。しかし、第4期の申請期間(4月1日～4月20日)も経過すると年度内に申請を逸したこととなり、補助金の支払は不可となります。

### 3. 申請書類の記入について

#### ・ 錯誤の訂正

二重線で抹消後に申請書・請求書に利用した代表者個人印を押印下さい。

また、合計金額の錯誤の場合、訂正印は使用できません。新しい用紙を使用してください。

### 4. 消えてしまうような筆記用具は使えません

鉛筆、摩擦熱で文字が消えるボールペン等は判読が不明になるため使用できません。

### 5. 計量証明書類について

計量証明書類は、機械で印字されたものが適当ですが、手書きの証明書類の場合は伝票発行業者印が必須となります。また、あきびんの引き取り証明書類には業者印は不要ですが、本数に訂正ある場合はそこに業者印が必要です。

### 6. 資源物の持ち去り行為を禁止する条例について

排出された家庭ごみを、市の指定業者以外の者が無断で持ち去る行為は犯罪です。これを受け、市では「立川市廃棄物処理及び再利用促進条例」を改正、平成23年に、排出場所に出された資源物の持ち去り行為を禁止、また20万円以下の罰金を科す罰則規定も適用されております。

戸建住宅の排出場所や、集合住宅の集積所から、市の収集に出された物から抜き取った資源は、上記のとおり違反行為となり、資源再生利用補助金として申請することはできません。

※資源回収物の管理は、団体専用回収容器等を設ける等、家庭ごみと判別できるように工夫下さい。